

佐賀県試験研究機関技術指導に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、窯業技術センター及び工業技術センター（以下「技術センター」という。）において技術指導を受けることを希望する者（以下「被指導者」という。）に対する指導が円滑に行われるようにするため、事務の取扱について必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要領で「技術指導」とは、技術センターの職員が実施した試験研究の成果又は実施中の試験研究内容に関して被指導者に指導助言を与えること又は技術を習得させることをいう。この要領で「申請者」とは、民間の個人又は法人で被指導者を雇用するものをいう。

(技術指導の申請)

第3条 申請者は、「技術指導申請書」（様式第1号）を実施希望時期の7日前までに、技術センターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合、技術指導を実施することはできない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合、技術指導を実施することはできない。

(技術指導の承諾)

第4条 所長は、前条の申請書が提出され、当該申請書に係る技術指導を行うことが技術センターの成果の普及に資する者であると認めるときは、技術センターの業務に支障のない範囲において当該技術指導の実施を承諾することができる。

2 所長は、前項の承諾をするときは、「技術指導承諾書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、承諾にあたっては一会計年度を越えない範囲内で技術指導期間を定めるものとする。

4 申請者は、技術指導期間が満了した日以降も当該技術指導の継続を希望するときは、技術指導期間の満了する10日前までに「技術指導更新申請書」（様式第3号）を所長に提出し

なければならない。

- 5 所長は、前項の技術指導の更新の申請があり、必要があると認めるときは、技術指導の更新を行うことができる。
- 6 前項の更新を行う場合には、第1項から第4項までの規定を準用する。

（技術指導担当者）

第5条 所長は、技術指導を実施するときは、職員の中から技術指導担当者（技術指導の実施を担当する者をいう。以下同じ。）を指名するものとする。

（申請者及び被指導者の義務）

- 第6条 申請者及び被指導者は、所長及び技術指導担当者の指示に従わなければならない。
- 2 申請者及び被指導者は、技術指導を通じて知ることができた秘密を外部に漏らしてはならない。

（消耗品等の持参）

第7条 被指導者は、技術指導を受けるために必要な消耗品等を技術センターに持参するものとし、技術指導期間終了後は速やかに持ち帰るものとする。

（設備等の使用）

第8条 所長は、被指導者が技術指導期間内において技術センターが保有する試験研究設備を一定期間占用して使用する場合は、別途申請者から佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の規定に基づく使用料を徴収するものとする。

（賠償の責任）

第9条 所長は、被指導者が技術センターの設備等に損害を加えたときは、申請者に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

（技術センターの補償の免責）

第10条 被指導者が技術指導期間中に受けた傷病について、技術センターは補償の責めを負わないものとする。

（技術指導終了の報告）

第11条 被指導者は、技術指導を終了したときは、遅滞なく、「技術指導終了報告書」（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（技術指導成果の発表）

第12条 申請者は、技術指導によって得た成果を技術指導期間内において外部に発表するときは、あらかじめ、「技術指導外部発表承認申請書」（様式第5号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

（技術指導の中止）

第13条 所長は、技術センターの業務に支障が生じたとき、天災その他やむを得ない理由により技術指導の実施が困難になったとき又は申請者若しくは被指導者がこの取扱要領に違反したときは、当該技術指導を中止することができる。

2 申請者が、技術指導期間中やむを得ず技術指導の中止を希望するときは、その理由を記載した「技術指導中止届」（様式第6号）を、技術指導の中止を希望する日の10日前までに、所長に提出しなければならない。

（技術指導事項の変更）

第14条 申請者は、技術指導期間中に技術指導事項の変更を希望するときは、「技術指導事項変更申請書」（様式第7号）を所長に提出し、承認を得る者とする。

（出張）

第15条 所長は、技術センター外でなければ技術指導を行い得ないと認めるときは、予算の範囲内で職員を派遣することができる。

（特許等）

第16条 技術指導によって得られた特許等の取扱は、技術指導関連職務発明に関する取扱要領に基づくものとし、申請者は同要領の技術指導関連発明の取扱に関する確認書を所長との間で取り交わすものとする。

附則

この要領は、平成3年8月9日から施行する。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月19日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年12月12日から施行する。

2 この要領の施行前に締結された技術指導は有効とし、次回の更新からこの要領に則り更新を行うこと。

附則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。